

第 6496 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 7日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 名義変更の取消し

**Q** : 不動産の名義変更をした後に取消しをしました。どのような取扱いになりますか？

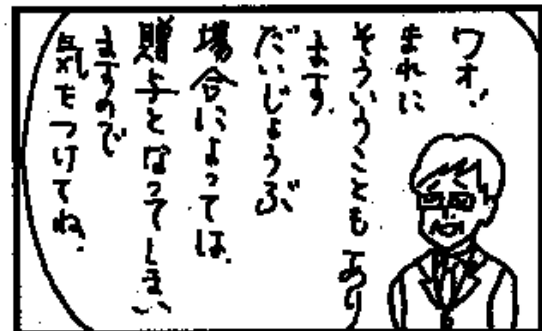
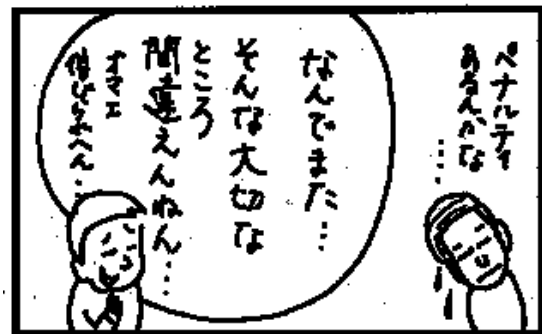
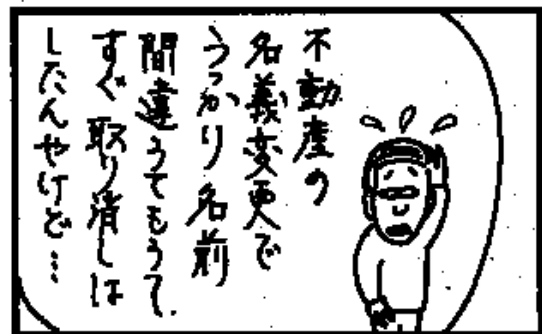
**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

課税実務では、贈与があったかどうかの事実認定はかなり困難を伴うことが多いことから、不動産の所有権移転登記などの財産の名義変更が行われた場合において対価の支払がないとき、又は他人名義により財産の取得が行われた場合においては、原則として、名義人となった者がその財産又はその取得資金を贈与により取得したものと推定することとしています。

しかしながら、財産の名義変更又は他人名義による財産の取得が行われた場合においても、それが贈与の意思に基づくものでなく、他のやむを得ない理由に基づいて行われる場合やこれらの行為が権利者の錯誤に基づいて行われる場合もあり、他人名義で不動産、船舶又は自動車を取得等の登記等をしたため、贈与があったとされるときでも、その名義人となった者について次の①及び②の事実が認められるときは、贈与税の申告期限までに取得者等の名義としたときは、贈与がなかったものとして取り扱われることになっています。

- ①これらの財産の名義人となった者がその名義人となっている事実を知らなかったこと
- ②名義人となった者がこれらの財産を使用収益していないこと



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】